

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「みんなでぽかぽか 誰もが安心できる学校&まちづくり」を教育目標としており、人と人との関係性を大切に、人権教育の推進に重点をおいている。いじめは、その教育目標の理念の正反対に位置するものであり、重大な人権侵害事象であることはいうまでもない。ここに「克明小学校いじめ防止基本方針」を定め、真に“心がぽかぽか”するような、“安心できる居場所”としての克明小学校をめざしていきたい。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席教員、生活指導担当者、加配教職員（児童生徒支援コーディネーター加配、少人数加配、専科加配）、養護教諭、その他いじめ発生状況に応じ当該学年担任やS S W・S C等も加わる

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止

- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画 本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

		児童、学校の動き
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育方針提案</li> <li>・「学級開きを成功させるために」</li> <li>・人権教育推進計画提案</li> <li>・家庭訪問（児童理解、家庭での生活把握）</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（年間計画作成）</li> <li>・「いじめについて考える取組み」</li> <li>・林間学舎（5年『自然体験』『集団作り』）</li> <li>・いじめ防止年間計画提案</li> <li>・保護者、児童への相談窓口周知</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぽかぽかの木」の取組み</li> <li>・修学旅行（6年『平和学習』『集団づくり』）</li> <li>・学校生活アンケート実施</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・集団づくり全体会</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表朝会（全学年 1～3学期）</li> <li>・「平和学習」（豊中空襲）</li> <li>・個人懇談</li> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・「1学期をふりかえろう」</li> </ul>
2 学 期	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・集団作り全体会</li> <li>・学校生活アンケート実施</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・作品展（全学年、クラブ等の発表）</li> <li>・個人懇談</li> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・「2学期をふりかえろう」</li> </ul>
	9月	
	10月	
	11月	
3 学 期	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画委員会の取り組み（なかまとつながるつどい）</li> <li>・学校生活アンケート</li> <li>・いじめ対策委員会</li> <li>・集団づくり全体会</li> <li>・公開研究発表会</li> <li>・「この一年をふりかえろう、新学年（中学校）へ向けて」</li> <li>・卒業式</li> </ul>
	1月	
	2月	
	3月	

※ 年間を通じ行っているもの ・人権教育（かがやき学習） ・異学年交流 ・「学校教育目標」の周知

- ・子どもの様子の交流 ・つづり方、日記などの取り組み ・コア会議（S S W・加配・養護教諭・管理職）
- ・学習発表朝会

※ 授業、行事などすべての教育活動を集団づくりの意図をもって取り組む。

## 5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、毎週のコア会議開催時に並行して行い、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、いじめが疑われる場合、もしくはいじめ事象が発生した場合は随時開催する。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 いじめの防止のための措置

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実をふまえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。具体的には次のことに取り組む。

- ・「学校教育目標」に基づき、すべての教育活動のベースに「集団づくり」を位置づける。児童がかかわり合いながら、お互いを大切に認め合えるような授業づくりや取り組みを実施する。
- ・授業をはじめとする学校生活の規律を大切にする。また、児童が授業や行事等に主体的に参加、活躍することで自尊感情が育まれるよう内容を工夫する。
- ・人との出会い、人権教育（かがやき学習）を計画的に実施し、児童が自分をふりかえったり、行動にうつせたりできるようにする。
- ・集団をつくるための視点を全教職員で確認し、低中高ごとに重点として取り組む柱をつくる。
- ・「コミュニケーション能力の育成」を研究テーマに据え、児童が安心して自分の思いを「伝える」、「きく」ことができるよう授業を中心に取り組む。
- ・教職員が児童を人として尊重する態度で接する。児童に対する話し方や態度が、児童を傷つけたり、いじめを誘発するようなものになったりしていないか常にふりかえる。
- ・教職員研修を充実させ、児童の見方、集団づくりへのアプローチ、いじめ、危機対応等について学びを深める。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりできないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

いじめはおとなの目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、おとなが気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。具体的には次のことに取り組む。

- ・職員朝会、集団づくり全体会等を通じ、児童やクラス集団の状況を全教職員で共有する。また、集団づくりの取り組みを交流する。緊急で気になる児童や事案については、その都度C4t hを用いて共有する。
- ・授業や遊びなどを通じ、児童の様子をよく観察する。日々の教職員と児童とのコミュニケーションを大切にし、児童の思いを知ったり、児童にかかわる情報をつかんだり、児童のちょっとした変化等にも気付いたりできるようにする。つづり方や日記なども児童理解に活用する。
- ・学級通信等の発行や家庭訪問をはじめとする家庭とのコミュニケーションを密にとる。保護者が安心して子どものことを学校に相談できる関係性を築く。
- ・豊中市の相談窓口を児童や保護者に周知する。また、教科担任制や少人数授業、チームティーチング等で担任以外の教職員も子どもに関わる機会を増やし、複数で児童を見ていく体制を作る。児童にとっても、相談できる相手が担任だけではなく複数になるようにする。
- ・学期ごとに「学校生活アンケート」を実施し、児童が辛い思いをしていないかどうか把握する。気になる児童には個人懇談を実施する。
- ・地域や各関係団体との連携を図り学校外での児童の様子について情報共有や見守り活動を推進する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(5ページ)を参考にして、外部機関とも連携する。

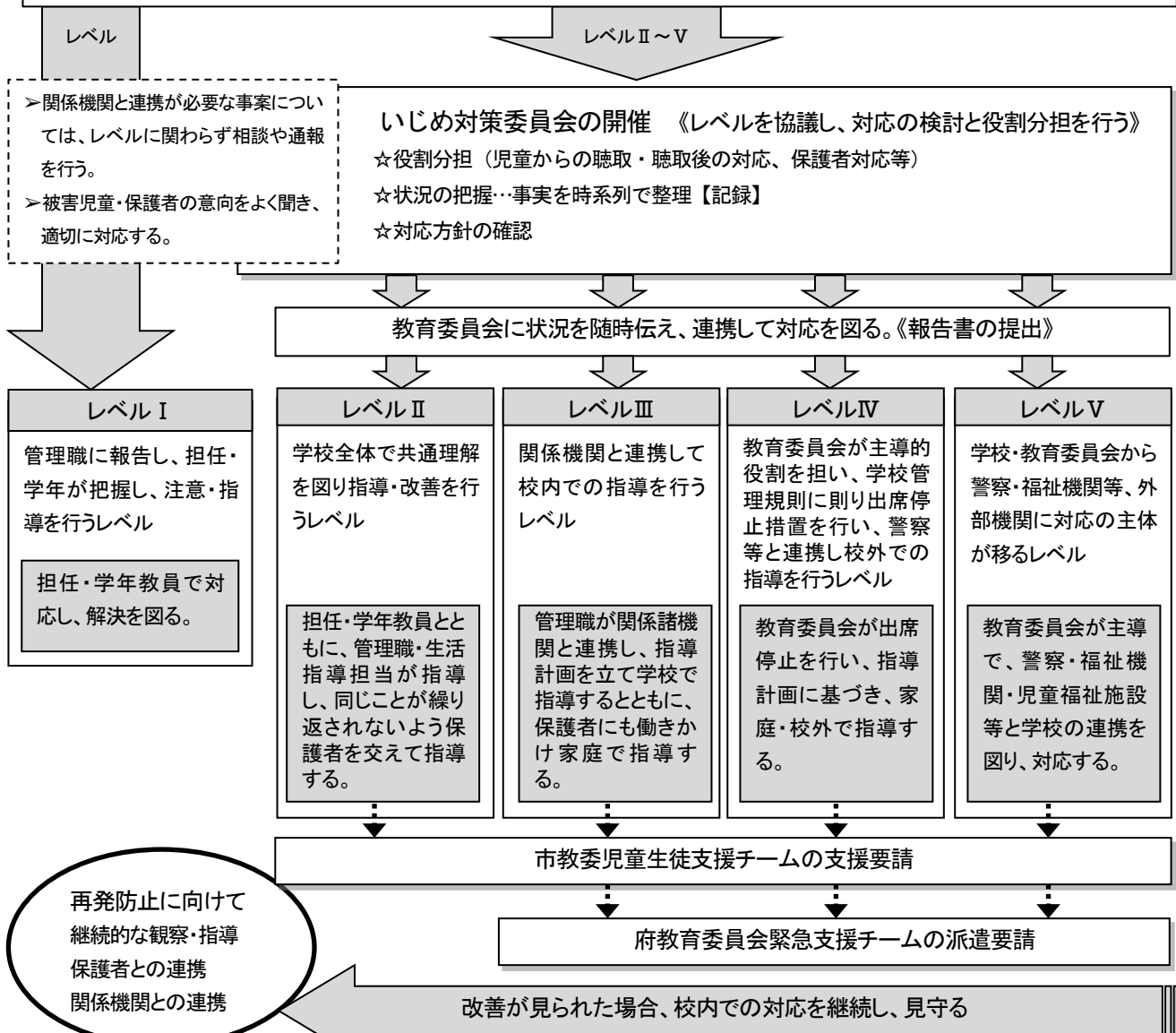
- (レベルⅠ) 言葉によるからかい、無視、攻撃的な言動 等
- (レベルⅡ) 仲間はずれ、悪口、陰口、軽度の暴言、軽微な器物損壊、授業妨害やエスケープ 等
- (レベルⅢ) 暴言、誹謗中傷行為、脅迫、強要行為、暴力、著しい授業妨害 等
- (レベルⅣ) 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、危険物の所持、窃盗 等
- (レベルⅤ) 極めて重い暴力・傷害行為、極めて重い脅迫・強要・恐喝行為、放火 等

## 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

(大阪市教育委員会資料に基づき作成)

### ねらい

- 児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害児童・被害児童の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ①加害児童の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ②問題行動等による被害児童の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



### 留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ～Ⅱでも必要に応じて関係諸機関と連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、関係諸機関と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞きとり適切に記録し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告するとともに、組織的な対応方針を示し、被害児童が安心できる状況をつくる。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、よりていねいに行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる児童から話を聞く場合は、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を確認した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するなど、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。  
その指導にあたり、学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。
- そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。
- 運動会や宿泊行事、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

## 7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消することはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要である。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- 被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。いじめの重大性から、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定することも必要である。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ行為が3か月以上停止しているとともに被害児童・保護者への面談等により、被害児童生徒が、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

# <対応の流れ、組織マネジメントのサイクル> (イメージ図)

## 児童間の問題事象が生じたときの対応の流れ

克明小学校危機管理マニュアル



管理職・首席教員・生活指導担当者・当該学年・加配教職員・養護教諭等で情報を共有し組織的に対応する

別紙【記入要領】へ記録

### 事実確認

#### 事象に直面した教職員からの事実確認

- 5W1H、事象の前後の状況と流れ
- 当該児童（言動を受けた側・与えた側）等関係者の確定
- 教職員のその場での指摘内容の確認

### 関係者からの聞き取り

聞き取りは事象の在り様や背景・要因を明確に、丁寧に行うこと。複数での聞き取り、女子の場合女性の教職員が入って対応。

#### 《言動を受けた当該児童について》

- 視点1 どのような言動がむけられたか？
- 視点2 関係者はだれか、周囲の反応は？
- 視点3 当該児童の思いや自覚はどうか？

言動を受けた児童のケアが最優先課題。気持ちに寄り添い、保護者と連携して支援する。

#### 《言動を与えた当該児童について》

- 視点4 どのような言動をしたのか？
- 視点5 言動の意図や理由は？
- 視点6 言葉や行動に対する認識は？
- 視点7 言動の背景は何か？

言動を与えた児童を責めるのではなく、自分の問題点と向き合い、振り返られるように聞き取り、適切な指導につなげる。人格を否定する対応はNG！  
複数の場合は、別々に聞き取る。

#### 《集団に対して》

- 視点8 見たこと聞いたことは？日常の情報とは？
- 視点9 集団の関係性や意識はどうか？

できるだけ多くの情報を集め、整理する。  
決めつけ偏った見方にならないよう確認する。

### 課題分析・方針の検討

- 生じた事象の問題点を整理・分析し、課題を明確にする。
- 聞き取った内容から、事象に至った背景・要因を明確にする。
- 教育課題や学校体制の課題を明確にする。（教職員全体の周知）

#### 短期的方針

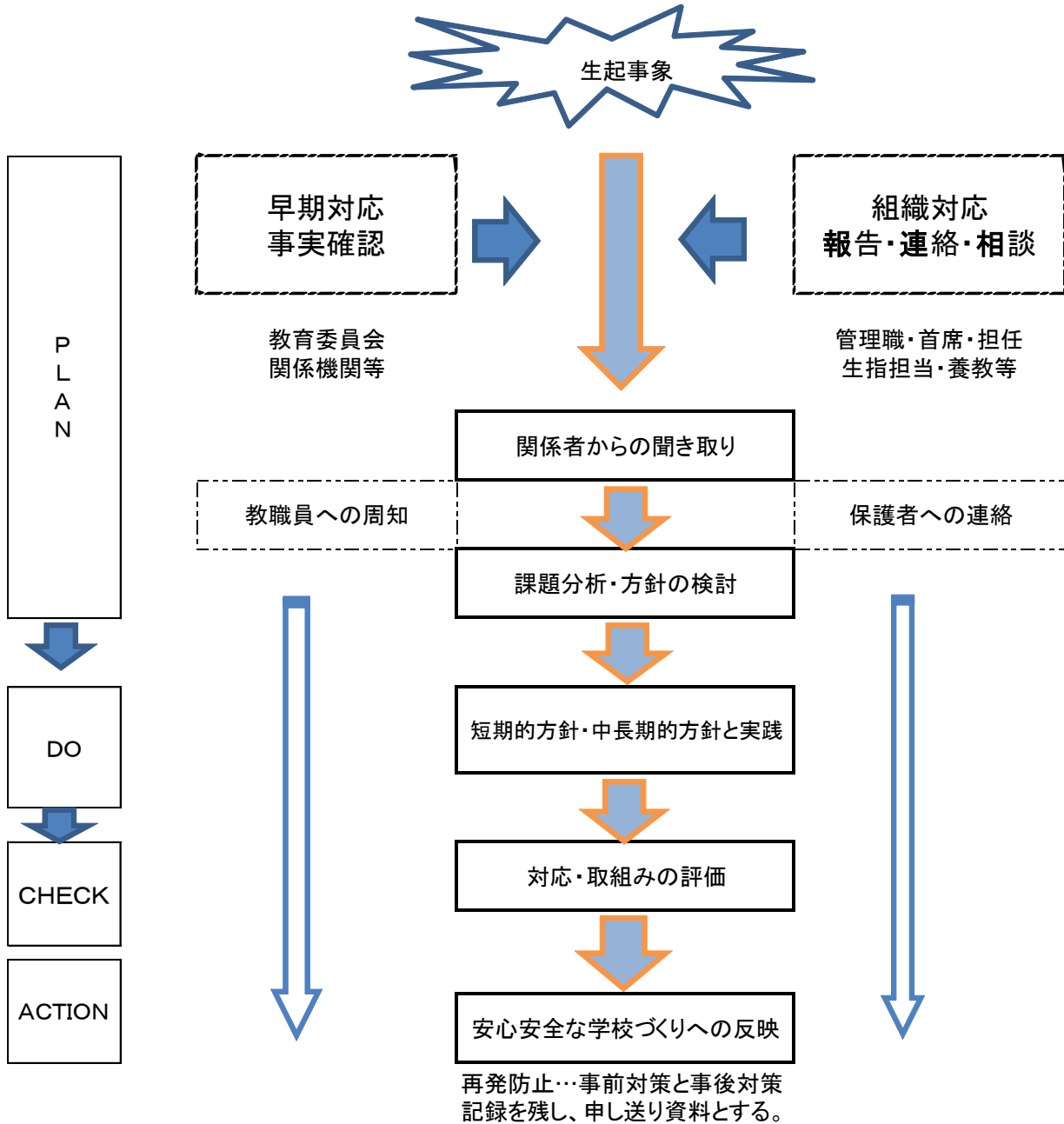
言動を受けた者・与えた者・集団および保護者等への事象生起を受けての取組みとケア

#### 長期的方針

授業、かがやき学習をはじめ、いろいろな機会での集団づくりやコミュニケーション能力の育成

事象を教訓化し、人権が大切にされる学校づくり

# 克明小学校における組織マネジメントのサイクル



- ①課題の早期発見・早期対応に努める。
- ②担任一人で抱え込まず、学年や学校全体で支援や再発防止にあたる。
- ③児童理解を深めるために、学校外での児童の様子を教頭・生指・関係分掌と連携して、保護者・地域・関係機関等から集める。(個人情報の扱いには十分配慮)
- ④当該児童双方の保護者へ、丁寧な説明を行い、理解と協力が得られるようにする。
- ⑤学校と家庭や地域が一体となって児童の健全な育成に努める協力体制を強くする。

